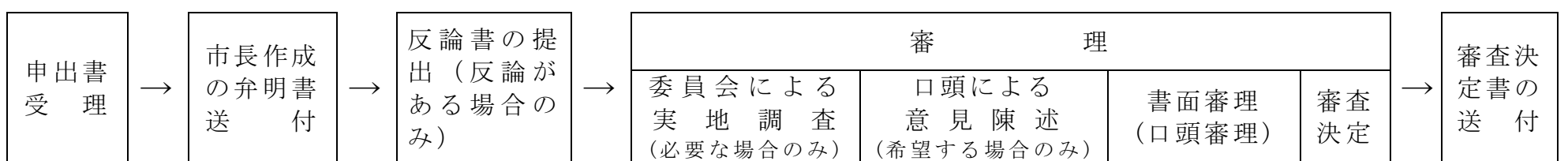


固定資産評価審査申出書の提出にあたって

- (作成方法) 1 固定資産評価審査委員会（以下「委員会」といいます。）に審査の申出が出来る事項は、固定資産課税台帳に登録された「**価格**（評価額）」のみに限られています。
- 2 審査申出書は**正副2通**作成してください。
- 3 審査申出書は土地、家屋又は償却資産の別にそれぞれ作成してください。
- (提出先) 1 審査申出書は、朝来市行政委員会事務局（市役所本庁舎西館1階）又は支所を経由して提出してください。
- (提出期限) 1 審査申出書は固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に提出してください。なお、地方税法第417条第1項の規定により決定（修正）されたものは、通知を受けた日から3か月以内に提出してください。
- 期限経過後に提出された場合は、審査の申出の効力はありませんので、提出期限に注意してください。
- (注意事項) 1 「審査申出人の住所（居所）、氏名又は名称」欄は、審査申出人の住所、氏名、電話番号を記載してください。また代理人等による審査の申出の場合は、当該欄にその方の住所、氏名、電話番号を記載してください。なお、審査申出人が法人その他の団体若しくは財団である場合には、その名称及び主たる事務所の居所並びに代表者又は管理人の氏名を記載するとともに、代表者等の資格を証明する書面（商業登記簿謄本等）を添付してください。
- 2 審査の申出を代理人によってする場合は、代理権及びその範囲を証する書類（**委任状**）を併せて提出してください（様式は問いません。）。
- 3 「土地の表示」、「家屋の表示」、「償却資産の表示」及び「台帳価格」欄は、**固定資産課税台帳の内容**を記載してください。
- 4 「**審査申出人要求額**」欄は**必ず記載**してください。
- 5 「審査の申出の趣旨」欄には、委員会に求める結論を記入してください（該当する番号に○印をつけてください。）。
- なお、審査申出書に記載しているもの以外の場合については、「2 その他」の〔 〕内に具体的に記載してください。
- 6 「審査の申出の理由及び要求額算出の基礎等」欄には、「審査の申出の趣旨」において主張する理由を**具体的に詳しく記載**してください。なお、審査申出人要求額の算定の基礎となる資料があれば添付してください。また、口頭による意見陳述を希望される場合は、**その旨も必ず記載**してください。
- 7 審査申出事項の要件を満たさない場合は、審査申出の効力はありませんのでご注意ください。
- 8 各事項についてこの用紙に書き終わらないときは、その続きを別紙に記載してください（様式は問いません。）。

〔主な審査事務の流れ〕



【審理の方法】

ア 審理の方法は、書面審理を原則とします。

書面審理とは、委員会が、審査の申出があった固定資産を実地に調査するとともに（必要な場合のみ行われます）、審査申出書、市長が提出する弁明書、審査申出人の反論書（市長の主張に対する反論）を審理することによって、審査申出人及び市長の主張、争点、事実関係等を明らかにする審理方法です。

イ 口頭による意見陳述

委員会に対して、口頭で意見を述べることを希望される場合には「口頭による意見陳述」の制度があります。希望される場合は、その旨を「審査の申出の理由及び要求額算出の基礎等」欄に記載してください。

ウ 口頭審理

この他、委員会が特に必要と認めた場合には、審査申出人、市長（評価補助員が市長の代理人として出席します。）、その他関係者に出席を求め、双方から事情聴取を行う「口頭審理」により審査を進める場合があります。なお、口頭審理は公開して行われます。

【備考】

審査の申出をされた場合であっても、固定資産税にかかわる徴収金（固定資産税、延滞金など）の徴収は停止されませんのでご注意ください。委員会で価格が修正され、税額が変更された場合には、後日精算となります。